



許可番号第 09620007590 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛知県豊橋市伊古部町字東荒子41番地

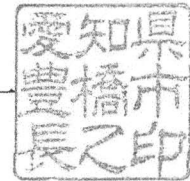
氏名 株式会社 マルサワ
代表取締役 大熊 周三 様



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 佐原 光



許可の年月日 令和 元年 5月28日

許可の有効年月日 令和 8年 3月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (焼却)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 11品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所

豊橋市伊古部町字東荒子41番

イ 設置年月日

平成9年2月15日

ウ 処理能力

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)	14.86m ³ /日 (1.486m ³ /時間)
廃油	6.2985m ³ /日 (0.62985m ³ /時間)
廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)	2.28m ³ /日 (0.228m ³ /時間)
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)	2.28m ³ /日 (0.228m ³ /時間)
廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)	13.92t/日 (1.392t/時間)
紙くず	22.0t/日 (2.20t/時間)
木くず	22.0t/日 (2.20t/時間)
繊維くず	22.0t/日 (2.20t/時間)



許可番号第 09620007590 号

動植物性残さ

10.59t/日 (1.059t/時間)

金属くず (自動車等破砕物を含む。)

13.92t/日 (1.392t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶
磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃
棄物を除く。)

13.92t/日 (1.392t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

平成9年1月14日

オ 許可番号

8令豊保第382-5号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 3月16日 更新許可

平成21年 3月16日 更新許可

平成26年 3月10日 更新許可

令和 元年 5月28日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

